

厚生科学審議会科学技术部会運営細則

(平成十三年二月七日 科学技术部会長決定)

厚生科学審議会運営規程(平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定)第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

(委員会の設置)

第一条 厚生科学審議会科学技术部会(以下「部会」という。)に、その定めるところにより、委員会を置く。

(委員会の構成)

第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者(以下「委員会委員」)により構成する。

(委員長の指名)

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する。

(会議等)

第四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知しなければならない。

3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。

4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

(会議の公開)

第五条 委員会(第七条に規定するものを除く。以下次条において同じ。)の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合に

は、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第六条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員会委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(部会の定める委員会に係る取扱い)

第七条 部会の定める委員会の会議については、第五条第一項ただし書の趣旨を踏まえ、非公開とすることができる。ただし、委員長は、前条第二項ただし書及び第三項の趣旨を踏まえ、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(部会の庶務)

第八条 部会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第九条 この細則に定めるもののほか、部会又は委員会の運営に必要な事項は、部会長又は委員長が定める。

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」に関しては、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会の下に設置された「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」において、見直しの検討が行われてきた。また、両指針に則って行われる研究については、同部会の下に設置された「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会」において、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性に関する審査が行われてきた。今般、両委員会に係る事務の一部が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたことに伴い、同委員会は改変されたところ。

引き続き、下記事項に関する検討等を行うため、こども家庭審議会科学技術部会の下に委員会を設置するもの。

2. 検討事項等

- (1) 「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の見直し
- (2) 「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の見直し
- (3) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究についての審査・報告
- (4) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究及び遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告
- (5) その他

3. 審査・報告の流れ

2(3)及び2(4)については、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について本委員会において審査し、審査結果をこども家庭審議会科学技術部会へ報告を行う。なお、審査の迅速化・効率化の観点から、科学技術部会長の了解を得て、同部会への委員会での審議を先行させることができる。ただし、申請後に初めて開催される同部会において、委員会における審議の経過及び申請内容の概略等を報告する。

4. 構成

- ・ 研究者、医療関係者、関連する学会関係者、人文・社会科学分野、患者団体等の有識者等から、計10名程度で構成する。
- ・ 委員及び座長は、こども家庭庁こども家庭審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。
- ・ 委員会は、座長が必要であると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。

5. その他

- ・ 委員会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において行う。
- ・ この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が成育局長と協議の上、これを定めるものとする。
- ・ 委員会は、文部科学省及び厚生労働省と連携を図りつつ開催するものとする。

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、こども家庭審議会科学技術部会運営細則（令和5年5月19日こども家庭審議会科学技術部会長決定）第1条に基づき設置されるヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、同細則第9条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の組織等)

第2条 委員長は、必要があるときには、適当と認める者を参考人として委員会に招致し、意見を求めることができる。

2 委員長は、専門の事項について検討を行うために必要があるときは、委員会の下に作業班を置くことができる。

(議事の特例)

第3条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により委員会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、委員会を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する委員会において報告しなければならない。

(審査に係る資料の配布について)

第4条 知的財産権及び個人情報の保護、審査の中立性等の観点から、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）又は「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に対する研究計画等の適合性の確認等（以下「審査」という。）を委員会の議事とする場合には、当該審査に係る研究計画書等の資料は、専門委員会の委員、参考人及び当該資料の説明を行う者に限り配布するものとする。

(委員等が退席すべき場合について)

第5条 委員会の委員は、審査の対象となる研究計画等に係る研究の関係者である場合には、当該審査の際に退席するものとする。

2 前項の関係者の範囲については、次のとおりとし、その他疑義が生じたときは、委員会において審議するものとする。

一 委員が当該研究の研究実施者として研究計画書等に記載されている場合

二 委員が当該研究の研究実施者と直接の上司又は部下の関係にある場合

三 委員が当該研究の研究実施者と同一の研究機関（注）に属する場合

（注）ただし、大学にあっては、学部、附置研究所等の単位であること。

四 委員が、当該研究に係る課題について、当該研究の研究実施者と共同研究を行っているなど、当該研究と密接な関係にある場合

五 委員が、当該研究に係る機関の倫理審査委員会の委員である場合

六 その他委員が当該研究の研究実施者と利害関係にあると認められる場合

（研究計画等の変更の審査について）

第6条 委員長は、各委員に対し、研究計画等の変更について、書面による審査を行うよう求めることができる。この場合において、委員長は、全ての委員の同意を得たときに限り、当該審査の結果をもって委員会の結論とすることができる。ただし、委員の1名以上から求めがあったときは、委員会を開催して審査を行うものとする。

2 書面による審査において委員から提出された意見及びこれに関する申請者の見解については、全ての委員に対して通知し、審査の参考とする。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において総括し、及び処理することとする。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会及び作業班の運営に必要な事項は、委員長が定める。

第13期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会における
委員会等の設置について

令和7年4月11日
科学技術・学術審議会
生命倫理・安全部会

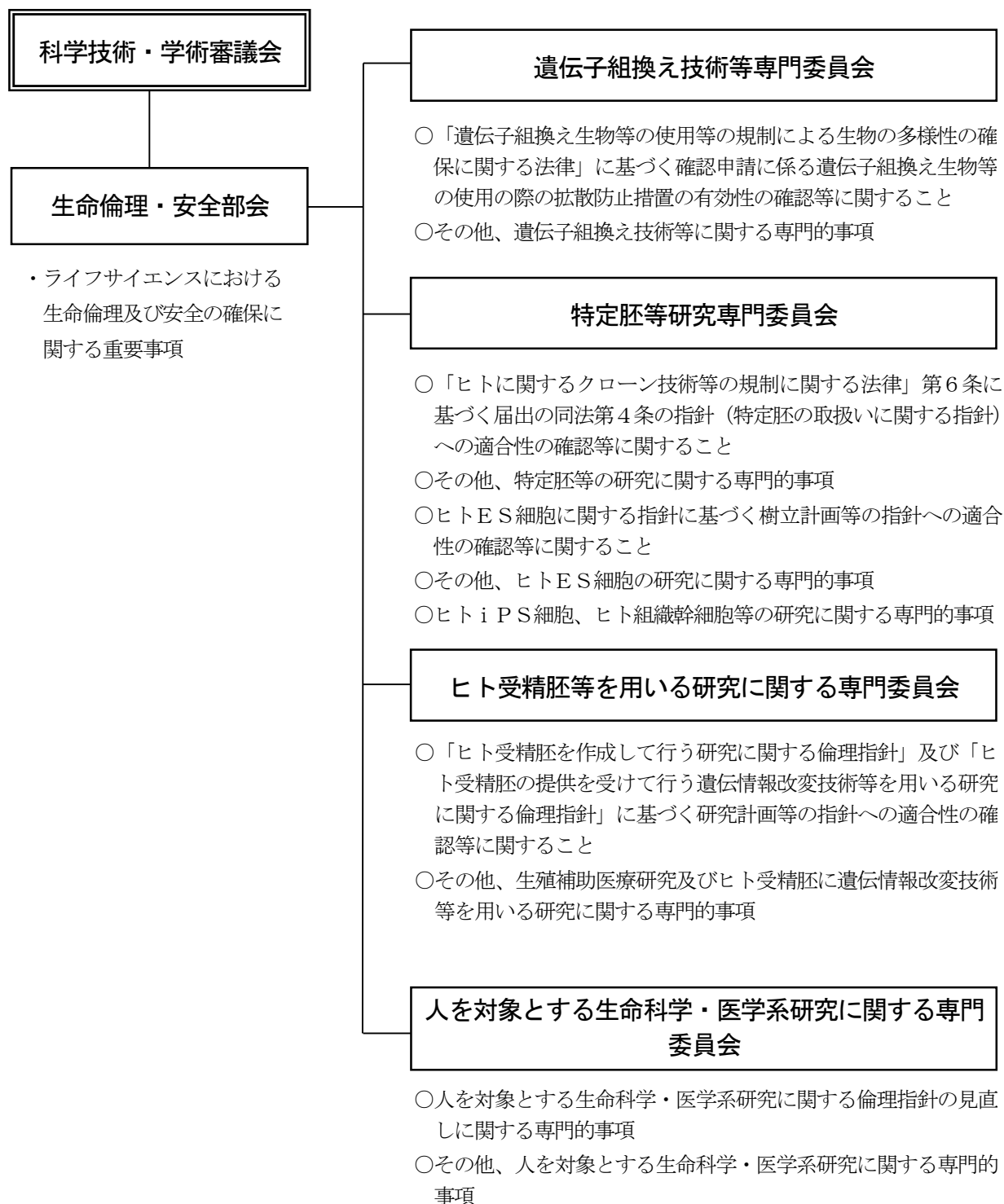
1. 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会運営規則第3条第1項に基づき、生命倫理・安全部会（以下「部会」という。）に、以下の委員会を置く。

名 称	調査検討事項
遺伝子組換え技術等 専門委員会	○「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく確認申請に係る遺伝子組換え生物等の使用の際の拡散防止措置の有効性の確認等に関する事 ○その他、遺伝子組換え技術等に関する専門的事項
特定胚等研究専門委 員会	○「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」第6条に 基づく届出の同法第4条の指針（特定胚の取扱いに関する指 針）への適合性の確認等に関する事 ○その他、特定胚等の研究に関する専門的事項 ○ヒトES細胞に関する指針に基づく樹立計画等の指針への適 合性の確認等に関する事 ○その他、ヒトES細胞の研究に関する専門的事項 ○ヒトiPS細胞、ヒト組織幹細胞等の研究に関する専門的事項
ヒト受精胚等を用い る研究に関する専門 委員会	○「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」及び「ヒ ト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研 究に関する倫理指針」に基づく研究計画等の指針への適合性の 確認等に関する事 ○その他、生殖補助医療研究及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術 等を用いる研究に関する専門的事項
人を対象とする生命 科学・医学系研究に 関する専門委員会	○「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に 関する専門的事項 ○その他、人を対象とする生命科学・医学系研究等の生命倫理に 関する専門的事項

2. 委員会の設置期間は、委員会の設置が決定した日から令和9年2月14日までとする。

3. 部会又は委員会は、特定の専門的事項を機動的に調査するため、部会長又は委員会の主
査の定めるところにより、作業部会を置くことができる。

第13期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会 組織図



科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会運営規則

令和 7 年 12 月 4 日
科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会

ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、以下のとおり運営する。

1. 会議及び会議資料の公開について

（１）専門委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開する。

①個別利害に直結する事項に係る案件

②審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、専門委員会において非公開とすることが適当であると認める案件

（２）「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」に基づく研究計画等の指針への適合性の確認等（以下「審査」という。）における会議資料のうち、研究計画書等については、知的財産権の保護、個人情報の保護又は審査の中立性等の観点から、専門委員会の委員等、5. の規定に基づく外部有識者及び説明者に限り配布するものとする。

（３）1.（２）に掲げる審査以外の議題における会議資料においては、知的財産権の保護、個人情報の保護等の観点から、専門委員会において非公開とすることが適当であると認める会議資料は、専門委員会の委員等、5. の規定に基づく外部有識者及び説明者に限り配布するものとする。

2. 議事録の公開について

専門委員会の議事録は、公開する。ただし、1.（１）①及び②に掲げる場合に該当するときは、議事録に代えて議事概要とすることができる。

3. 審査の際に委員等が退席すべき場合について

- (1) 専門委員会の委員等が、審査を行う研究計画の関係者である場合には、審査の際に退席するものとする。
- (2) 関係者の範囲については、次のとおりとし、その他疑義が生じたときは、専門委員会において審議するものとする。
 - ①委員等が研究実施者として研究計画に記載されている場合
 - ②委員等が研究実施者と直接の上司又は部下の関係にある場合
 - ③委員等が研究実施者と同一の研究機関（注）に属する場合
（注）ただし、大学にあっては学部、附置研究所等の単位であること。
 - ④委員等が研究実施者と当該研究に関する共同研究を行っているなど密接な関係にある場合
 - ⑤委員等が申請等に係る機関の倫理審査委員会の委員である場合
 - ⑥その他委員等が研究実施者と利害関係にあると考えられる場合

4. 研究計画の変更の審査について

- (1) 専門委員会において研究計画の変更について審査を行う場合には、各委員等に書面による審査を求めた後、全ての委員等の同意を得たときに限り、主査の判断により、当該審査結果をもって専門委員会の結論とすることができる。ただし、委員等の1名以上から求めがあったときは、会議を開催して審査を行う。
- (2) 書面による審査において委員等より提出された意見及びこれに関する申請者の見解については、全ての委員等に対して通知し、審査の参考とする。

5. 外部有識者の出席について

主査は、必要があるときには、適当と認める者を外部有識者として専門委員会に招致し、意見を求めることができる。

6. その他運営に関する事項について

この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、主査が定めるものとする。